

平成30年度 介護保険料納入通知書の送付について

平成30年度の介護保険料の年額が確定しましたので、『介護保険料納入通知書』をお送りいたします。

平成30年度年額保険料については裏面をご覧ください。

平成30年度の年額保険料は、今年度の市町村民税課税状況や、4月1日現在での世帯状況等に基づき決定いたしました。その結果、前年度と所得段階が変更になりました（減額）。

◆◆来年4月から保険料の納め方が変わります◆◆

来年度（平成31年度）の仮徴収（4月・6月・8月年金天引き分）は、31年2月の年金天引き額を引き継ぐため、年金から天引きすることができません。みなさまの納付方法は来年4月から9月まで普通徴収（口座振替又は納付書）による納付となり、10月から特別徴収になります。

来年4月から9月までの介護保険料納付について、口座振替を希望される場合は、同封の「口座振替申し込み用紙」をご提出ください。

介護保険料についてのお問い合わせは

同封の介護保険料納入通知書裏面『お問い合わせ先一覧』に記載してある、お住まいの市町村介護保険担当または諏訪広域連合介護保険課にお問い合わせください。

通知書の見方

保険料算出の基礎			
項目	更正前	更正後	
期間（自）			年額保険料が (A) 円に決定しました。
期間（至）			
月数			***転入者の方へ 所得・課税状況の確認がとれていない場合には、前住所地への照会等による確認の後に、保険料額が変更となる場合があります。
所得段階区分			
保険料年額	円	円	(B) あなたの保険料段階です。
保険料算出額	円	円	
減免額	円	円	(C) 4月以降の仮徴収額です。
保険料額 ⁽¹⁾	円 ⁽²⁾	円	
(2)-(1)増減額		円	(A) 今年度の年額保険料です。

期別納付額・これからの保険料納付等				徴収方法			
期月	特別徴収		期月	普通徴収		更正前	更正後
	更正前	更正後		納期限日	更正前		
1期 4月	円	円	1期 4月	平成 年 月 日	円	円	(D)平成30年度の年額保険料が決定し、再計算された期別保険料額です。8月までは更正前の金額で天引きとなるため、還付となる場合は後日通知いたします。4・6・8月の合計金額がちょうど年額保険料となる場合、還付はありません。
2期 6月	円	円	2期 5月	平成 年 月 日	円	円	
			3期 6月	平成 年 月 日	円	円	
3期 8月	円	円	4期 7月	平成 年 月 日	円	円	
			5期 8月	平成 年 月 日	円	円	
4期 10月	円	円	6期 9月	平成 年 月 日	円	円	
			7期 10月	平成 年 月 日	円	円	
5期 12月	円	円	8期 11月	平成 年 月 日	円	円	
			9期 12月	平成 年 月 日	円	円	
6期 2月	円	円	10期 1月	平成 年 月 日	円	円	
			11期 2月	平成 年 月 日	円	円	
			12期 3月	平成 年 月 日	円	円	

特別徴収者	金融機関コード	金融機関名	
		種類	口座番号
特別徴収対象年金		口座番号	口座名義人

(E)10月以降に天引きする金額はありません。そのため来年4月からは特別徴収（年金からの天引き）とならず普通徴収（納付書または口座振替による納付）となります。

